令和８年４月２３日

まちづくり委員会追加資料

１　所管事務の調査（報告）

（３）狭あい道路対策事業の方向性及び新たな取組に関するパブリックコメントの実施について

資料　電柱移設の考え方について

まちづくり局

電柱移設の考え方について

資料

1　適用基準（「**道路の構造**又は**交通に著しい支障**が生じた場合」）

　これまで、建設緑政局において道路法第７１条第２項第２号に基づき電柱を移設している。

　電柱の移設に関して法令で定める具体的な基準はなく、**道路の交通状況や沿道の土地利用の状況**等を鑑み、電柱の移設により**安全かつ円滑な交通を確保する**ことが必要であると**判断**した箇所について、同号に基づき電柱を移設させている。

2　代表的な事例

　令和７年度、中原区内の生活道路において、電柱が路側帯の幅員を狭めている状況から交通に著しい支障を生じさせていると判断し移設を行った。

3　過去３年実績

　令和５～７年度で１０本の電柱を移設しており、移設費用を占用者（東京電力・ＮＴＴ）に補償している。

（各区の内訳）

区	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
幸区	1	－	－
中原区	2	－	2
高津区	1	－	－
宮前区	1	－	－
多摩区	－	2	1
計	5	2	3

4　道路法関係規定（抜粋）

（道路管理者等の監督処分）

第７１条

２　道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

（１）道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

（２）道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合

（３）前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

（監督処分に伴う損失の補償等）

第７２条　**道路管理者は**、第二十四条又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による承認又は**許可を受けた者※が前条第二項第二号又は第三号の規定による処分によつて通常受けるべき損失を補償しなければならない。**

※東京電力・ＮＴＴなど